

答 申 書
(答 申 第 342 号)
令和 3 年 (2021 年) 9 月 13 日

1 審査会の結論

北海道知事が、「令和 2 年 6 月 25 日付「北海道石油新聞」一面で公表された、北海道総務部危機対策局危機対策課が掌握する違法な「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」223 本の施設に対する、消防署からの通知書「地下貯蔵タンクに対する流出防止対策について」及び「地下貯蔵タンク流出防止措置計画書」、消防署に対する回答書「地下貯蔵タンク流出防止措置計画書」（記入済みのもの）」を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「令和 2 年 6 月 25 日付「北海道石油新聞」一面で公表された、北海道総務部危機対策局危機対策課が掌握する違法な「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」223 本の施設に対する、消防署からの通知書「地下貯蔵タンクに対する流出防止対策について」及び「地下貯蔵タンク流出防止措置計画書」、消防署に対する回答書「地下貯蔵タンク流出防止措置計画書」（記入済みのもの）」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書に関して、道の所管外であることから、消防署からの通知書や消防署に対する回答書は作成又は取得しておらず、現に保有していないとして、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき、令和 2 年 11 月 9 日付け危対第 1933 号で公文書不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を取り消し、本件開示請求に係る公文書を開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人の主張は概ね次のとおりである。

(ア) 実施機関は、道民の安心及び安全を確保するため、本件開示請求を行った公文書を危機回避対策として保有していなければならない。

(イ) 実施機関は、本件開示請求に係る公文書に関する事項を所掌する部署等について、説明責任を果たさなければならない。

イ 実施機関の主張は概ね次のとおりである。

地下貯蔵タンク（以下「タンク」という。）は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項に規定される自然発火性物質等の危険物の貯蔵所に該当し、同法第 11 条では、貯蔵所の設置、構造等の変更をしようとする者は、設置等をしようとする区域の市町村長の許可を受けなければならないと規定されている。

また、同法第 12 条第 1 項では、貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、貯蔵所の位置、構造及び設備が同法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならないとされ、同条第 2 項において、市町村長は、貯蔵所等の所有者等に対し、その技術上の基準に適合するよう、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができると規定されている。

そして、既設の地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策の徹底に係る国（消防庁）からの通

知は、各都道府県等を経由して各市町村（各消防長）へ通知され、各市町村からタンクの所有者等に対して、タンクの改修計画又は改修報告書の提出について指導するように求めているが、それは、タンクの設置等を許可する権限やタンクの構造等が技術上の基準に適合するように修理等を命ずる法律上の権限が、前記のとおり市町村長に属しているためである。

したがって、改修計画等は、危険物施設の所有者、管理者又は占有者が、許可庁である市町村長へ提出するものであり、道に提出されることになっていないことから、請求人が開示することを求めた文書は存在しないものである。

ウ 当審査会において、消防法等の関係法令を参照したところ、本件開示請求に係る公文書が道の所管外であるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められなかった。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る公文書について不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は、タンクの設置又は変更の許可等の権限やタンク等に関する詳細な情報は市町村長が有していることを理由に、実施機関が所管外、所管外とする無責任な態度が事態を悪化させ、道民を危険又は不安に陥れているため、実施機関は、市町村長と協力、連携してタンクの名称及び所在地を直ちに開示すべきである等の意見を述べている。

しかしながら、道の情報公開制度は、条例により公文書の開示請求権を明らかにするとともに、道が保有する公文書の開示やその手続について定められているに過ぎず、道が保有すべき情報に言及したものではないことから、請求人が情報公開制度における審査請求の場で道が保有すべき情報について種々主張しても、本件における条例の解釈、運用を左右するものとは認められず、当審査会の調査審議すべき事項に該当するものとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年5月17日	○ 諮問書の受理（諮問番号 649） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和3年6月10日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和3年7月6日	○ 審査請求人から意見書の提出
令和3年7月14日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年8月24日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年9月8日 （第109回全体会）	○ 答申案審議
令和3年9月13日	○ 答申